

那珂川町告示第59号

那珂川町建設共同企業体取扱要綱を次のように定める。

平成27年10月1日

那珂川町長 福島 泰夫

那珂川町建設共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術及び施工能力等を勘案し、技術力等の結集等により、効果的施工の確保ができると認められた場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体（以下、「特定企業体」という。）

建設工事の特性に着目して、町が発注する工事ごとに結成され、技術力の結集等により、効果的に工事施工が確保できると認められる共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体（以下、「経常企業体」という。）

建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定企業体の対象工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、工事の規模が次に該当する場合であっても、単独企業による施工が十分確保できると認められる場合はこの限りでない。

(1) 対象工事の種類

ア 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道の大規模土木構造物及び大規模建築、大規模設備等の建設工事）

イ 特殊工法を内容とすること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする工事

(2) 対象工事の規模

土木工事 概ね2億円以上

建築工事 概ね3億円以上

設備工事 概ね1億円以上

2 前項の規定にかかわらず、円滑な施工を図るために特に技術力を結集し、共同企業体による施工が必要であると町長が認めた工事については、特定企業体により施工することができる。

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として2ないし3社とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定企業体の構成員の組合せは、条件付き一般競争入札等公告要件に示した組合せとする。

2 経常企業体の構成員の組合せは、原則として、ほぼ同一経営規模の組合せとする。ただし、個別審査において、十分な施工能力があると認められる場合には、ほぼ同一経営規模以外の組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第7条 特定企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) その年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、工事の種類に相応する業種の許可を受けているものであること。

(2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後5年以上営業年数を有すること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円満な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。

(4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

2 経常企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の入札参加資格審査を終了していること。この場合において、構成員は、同一の業種で2以上の経常企業体の構成員となることはできない。
- (2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円満な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 原則として希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
- (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定企業体の代表者は、当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

2 経常企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

(特定建設工事の決定)

第10条 建設工事請負人等選考委員会（以下、「選考委員会」という。）は、工事規模、工事内容及び難易度等を総合的に勘案の上、特定企業体へ発注する特定建設工事（以下、「特定建設工事」という。）を決定するものとする。

(特定企業体の結成方式等)

第11条 特定企業体の結成方式は、自主結成とする。

- (1) 選考委員会は、特定企業体の構成員となる業者の要件を選考・審議するものとする。
- (2) 選考に当たっては、適切かつ円滑な工事施工を確保するために特定企業体の構成員として必要な信頼性、協調性及び施工技術等を十分に配慮して業者の要件を選考するとともに構成方法、出資割合等、当該特定建設工事の施工に必要な特定企業体

の結成方式を決定するものとする。

(3) 選考委員会は、当該選考・審議が終了したときは、町長へ報告するものとする。

(特定企業体の結成)

第12条 町長は、特定企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格審査の申請を行わせるものとする。

(1) 結成方式及び特定工事の内容

(2) 提出書類及びその提出期限

2 特定企業体の構成員は、同一工事で2以上の特定企業体の構成員となることができない。

3 本条第1項第2号に掲げる提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）

(3) 各構成員の申請日において有効な総合評定値通知書の写し（総合評定値通知書が未着の場合は、受付印の押印がある総合評定値請求書の写し）

4 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(特定企業体の建設工事入札参加資格申請手続)

第13条 建設業者が特定企業体を結成したときは、指定された期限内に前条第3項に定められた書類各1部（組）を町長に提出しなければならない。

(特定企業体の資格審査)

第14条 前条により書類を提出した特定企業体については、入札参加資格審査を行い、適格なものに入札参加資格を認めるものとする。

(指名業者の選定)

第15条 選考委員会において、当該特定企業体の指名を行うものとする。

2 当該特定企業体の結成数が予定数に満たなかった場合は、第11条の手続を経て業者を追加した上で前項の指名を行うものとする。

(特定企業体の有効期間)

第16条 町が契約した特定企業体の有効期間は、当該工事の完成後3箇月を経過した日までとする。なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責めを負うこととする。

2 当該工事につき結成された特定企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結された時をもって終了するものとする。

(経常企業体の建設工事入札参加資格審査申請手続)

第17条 経常企業体の指名競争入札参加資格申請の申請期間は、町長が別に定める期間とし、次の各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(別記様式第3号)
- (2) 経常建設共同企業体協定書(別記様式第4号)
- (3) 共同企業体経営規模総括表(別記様式第5号)
- (4) 各構成員の申請日において有効な総合評定値通知書の写し(総合評定値通知書が未着の場合は、受付印の押印がある総合評定値請求書の写し)

2 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(経常企業体の資格審査)

第18条 経常企業体の資格審査については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。
- (2) 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される経営状況分析得点の平均値によるものとする。
- (3) その他の評価項目は、技術職員数については各構成員の技術職員数の和とし、営業年数については構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(経常企業体の有効期間)

第19条 経常企業体の有効期間は、通常の建設工事入札参加資格の期間と同じ期間とする。ただし、当該有効期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責めを負うこととする。

(準用)

第20条 測量、建設コンサルタント等の業務の共同企業体については、この要綱を準用する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第12条関係）

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

那珂川町長 あて

共同企業体の名称

共同企業体代表者の
所在地、商号又は名称
及び代表者氏名

㊞

共同企業体構成員の
所在地、商号又は名称
及び代表者氏名

㊞

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、を
代表者とする 特定建設工事共同企業体を結成したので、同企業
体により貴施工の請負工事の入札に参加したく、別冊指定の書類を添えて申請いたしま
す。

なお、この参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ない
ことを誓約します。

| 商号又は名称 | 許可番号 | 許可年月日 | 建設業の種類 |
|----------|------|-------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 希望する工事種別 | | | |

別記様式第2号（第12条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 那珂川町発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 町 番地 に置く。

（成立の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地、商号又は名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（所在地） 県 郡 町 番地

（商号又は名称） 建設株式会社

（所在地） 県 郡 町 番地

（商号又は名称） 建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成させる。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社

代表取締役

⑩

建設株式会社

代表取締役

⑩

別記様式第3号（第17条関係）

経常建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

那珂川町長 あて

共同企業体の名称

共同企業体代表者の
所在地、商号又は名称
及び代表者氏名

㊞

共同企業体構成員の
所在地、商号又は名称
及び代表者氏名

㊞

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、
代表者とする
を
経常建設工事共同企業体を結成したので、同企業
体により貴施工の請負工事の入札に参加したく、別冊指定の書類を添えて申請いたしま
す。

なお、この参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ない
ことを誓約します。

| 商号又は名称 | 許可番号 | 許可年月日 | 建設業の種類 |
|----------|------|-------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 希望する工事種別 | | | |

別記様式第4号（第17条関係）

経常建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、
経常建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を
町 番地 に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、
年 月 日までとする。ただし、当該期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地、商号又は名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（所在地）
県 郡 町 番地

（商号又は名称）
建設株式会社

（所在地）
県 郡 町 番地

（商号又は名称）
建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負工事の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成させる。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構
成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社

代表取締役

⑩

建設株式会社

代表取締役

⑩

別記様式第5号（第17条関係）

共同企業体経営規模等総括表

| 受付番号 | | 企業体の名称 | | | | | | | | | |
|---------------|--------|------------|-----------------------------|-----|-----|-----------|-----|---------|---|--|--|
| | 希望工事種別 | 単 位 | 構成員名及び直前2カ年又は3カ年間の年間平均完成工事高 | | | | 評 点 | 総合評点(P) | | | |
| | | | 代表者 | 構成員 | 構成員 | 計 又 は 平 均 | | | | | |
| 完成 工事 高 | 工事 | 千 円 | | | | 計 | | X1 | 総合評点(P) = 0.35(X1) + 0.1(X2)+0.2(Y)+0.2(Z)+0.15(W) | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | その他の工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | 合計 | | | | | 計 | | | | | |
| 自 己 資 本 額 | 千 円 | | | | 計 | | X2 | | | | |
| 職 員 数 | 人 | | | | 計 | | | | | | |
| 技 術 力 | 工事 | 技術職 員数値 | | | | 計 | | Z | | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| | 工事 | | | | | 計 | | | | | |
| その他の審査項目 | 評 点 | | | | 平均 | | W | | | | |
| 経 営 状 況 評 点 | 評 点 | | | | 平均 | | Y | | | | |